

(技術協力業務契約)

業務件名	勝関橋長寿命化工事（中央径間床版取替）（仮称）に伴う技術協力業務
業務概要	技術協力対象事業 中央径間鋼床版取替 シェアーロック改修 業務内容 技術情報の提出、課題に対する設計・施工に関する検討、設計調整協議、施工計画の作成、全体工事費の算出など
契約年月日	令和7年10月8日
優先交渉権者	株式会社横河ブリッジ
契約金額	51,689,000円（税込）
随意契約によることとした理由	勝関橋は昭和15年に竣工した中央区築地と同区勝どきを結ぶ隅田川に架かる晴海通りに位置する橋梁である。橋長は246.0m、中央径間長が51.6mのシカゴ型二葉式跳開橋、側径間長が86.0mの下路式タイドアーチ橋で構成されている。我が国で唯一の二葉式跳開橋、かつ最大の可動支間を有する大規模かつ技術的完成度の高い構造物であり、近代可動橋の一つの技術的到達点を示すものとして重要な橋梁である。このことから平成19年に国の重要文化財に指定されている。 勝関橋長寿命化事業において、中央径間のパネル鋼床版の取替及びシェアーロックの改修を実施することとなった。重要文化財としての価値を損なわずに要求性能を満たす対策案は「国指定重要文化財橋梁（勝関橋）長寿命化検討委員会」の審議を経てまとめる必要がある。また、終日3万5千台の交通量がある晴海通りを部分的に規制しながら安全かつ短期間に施工するために、交通管理者と協議を図りながら施工方法について詳細に検討することが求められる。このため発注者が最適な工事の仕様を設定できないと判断し、設計段階から施工者独自の高度で専門的なノウハウや工法等を活用することを目的としてE C I方式を採用した。 東京都E C I方式試行要綱（令和5年3月1日4財経総第2397号）に基づき技術審査委員会の審査を経た結果、株式会社横河ブリッジから提出された技術提案書が最も高い評価であり、優先交渉権者に選定した。 本業務は、勝関橋長寿命化工事（中央径間床版取替）（仮称）に先だって、優先交渉権者の提出した技術提案を踏まえた設計を実施するための技術協力業務であり、優先交渉権者である株式会社横河ブリッジが業務の履行が可能な唯一の者であるため、随意契約を行った。
履行期間	令和7年10月9日から令和9年2月26日まで
備考	